日米

THE JAPANESE AMERICAN
PUBLISHED DAILY AT
650 ELLIS STREET
SAN FRANCISCO CALIFORNIA
PHONE PROSPECT 238
ENTERED AT S. F. POST OFFICE AS SECOND CLASS MATTER
K. A. IKO, EDITOR & PROP.
SUBSCRIPTION RATES IN ADVANCE
DAILY.....ONE YEAR..... $11.00
DAILY.....SIX MONTHS..... 5.50
DAILY.....ONE MONTH..... 1.00
SINGLE COPIES..... 5 CENTS

もどかしき新政黨

重大なる政局を如何にするか

日米

(一)

紛糾曲折を極めし新政黨總裁問題は鷲の黨政會問題に波及し濱口雄幸氏を推戴することになり、交渉委員の勸說に對して濱口氏は「病躯其任に勝ねず」と固辭する所あつたと傳へられるも、更に一般輿論では、結局濱口氏の承諾を得るものと信ぜられて居たものである。出兵の動機は日本丈が目的不明の戰爭を續けて英米佛等の協定で、日本は零ろた、始めはチエコク救援だといひ、次きには赤色過激派の掃蕩で外國から誘はれて出兵したのであるが、終には日本だけが戰爭だといつて、露國の內政干涉を行つた、彼等に外交を任ぶべきなつて、事每に米國とは不仲に行つた、彼等の結果だ、それが今度は軍人自ら外交をやつてゐるのだから危險此の上もない。

(四)

シベリア出兵の始きは軍閥が脳も、間接にシベリア出兵に祭新黨が更生した意味で、其の將言を左右に托して、國民を欺いられたのであつた、列國撤兵後來を鍵分期待さへしたが、それたものである、出兵の動機は日本丈が目的不明の戰爭を續けが何時迄もフラーしてゐるや英米佛等の協定で、日本は零ろた、始めはチエコク救援だといひ、次きには赤色過激派の掃蕩で外國から誘はれて出兵したのであるが、終には日本だけが戰爭だといつて、露國の內政干涉を行つた、彼等に外交を任ぶべきなつて、事每に米國とは不仲に行つた、彼等の結果だ、それが今度は軍人自ら外交をやつてゐるのだから危險此の上もない。

(五)

此田中內閣をして、誤りなからしむるは只國民の監視と輿論の鉄鞭を待つ外ない、然るに有力なる東大なる政黨の新政黨が、新的活動に入れず、何時迄も總裁持續りや、結黨難に逢着して、グズ〳〵して居るのは、何と腑甲斐なきことであふ、國民は政治家は片ッ端から、次ぎの總選挙には國民は落選さして終ふが よい、日本はもつと新進氣鋭の人によつて動かされねばならぬ

なつて終つて、今日我等在米同胞は、國家を前面せしめない樣な政治家は片ッ端から、次ぎの總選挙には國民は落選さして終ふが よい、日本はもつと新進氣鋭の人によつて動かされねばならぬ

都下各新聞紙一齊に社說で對支出兵を論ず

自衛以外に他に何等の理由なき事を支那國民に諒解せしめ以て誤解を避けよと政府を警む

本社東京特電 廿九日午前八時着

日本軍の山東省出兵に關し廿九日の都下各新聞は一齊に社說に自衛上、止むを得ぬ措置として是を行ふものであるから濟南地方の邦人にして戰亂の餐ひをうくるの憐れなきに到らば即刻派遣軍全部を撤退すべきは當然である

我出兵の目的を邦人保護に極限

南北軍の交戰に對して嚴正中立を守り誤解を避けよと東京朝日注意す

濟南地方邦人が戰禍を免れたら

即刻派遣軍全部を撤退せよ

時事新報の正論

出兵に就ては外交及び陸軍責任者が、慎重なる用意と巧妙なる行動とによつて苟しくも誤解を生ぜしめざるごとき輕擧なきよう特に注意を促さんとするものである。然して出兵は眞に自衛上、止むを得ぬ措置として是を行ふものであるから濟南地方の邦人にして戰亂の餐ひをうくるの憐れなきに到らば即刻派遣軍全部を撤退すべきは當然である

出兵を急ぎしは思慮に乏しき措置だ

出兵以前に盡すべかりし手段を何故盡さなかつた

報知政府を批難

出兵は在留民保護を目的とするにあつて、決して他意なしとするも何だか、出兵を焦慮すぎた觀があり、出兵以前に他に盡すべき手段あるに拘らず、是をなさずして直接に力をもつて在留民を保護せんとするは吾人をして云はしむれば聊か思慮に乏しき措置と謂はざるを得ず

北軍に對し南京事件再發を恐る

日本國民の苦衷を諒とせよ 支那國民の正解を希望すと東京日々主張す

財界方面出兵觀

止むを得ぬが一日も早く平靜を希望す 青島總民團

政府責任の重大を擧ぐ

今次の出兵は轉ばぬ前の杖だ

忙中閑を愉み腰越の別邸に疲れ切つた頭を休めに赴く

田中首相の車中時局談

動亂每に邦人が引揚げる樣では

切角扶植した地位をば全く覆へすから國家的立場より萬全の策を執る要あり

陸戰隊二千三百米國天津に急派

海軍御用船ヘンダソン號で上海より近く出發せしめん

會社試訴……判決文の內容(二)

日本人側勝訴に歸したもの

出兵の正式通牒

今日北京に交附

芳澤公使から顧外交總長と北京實力派の張作霖氏とに政府聲明書と共に手交

支那共產派一味比島火藥庫爆發

計劃比律賓過激派組合員の寢返で未前に爆發防止さる

太平洋艦隊牽制が目的

英露關係は米露通商に影響なし

英國業家國交斷絕を遺憾とす

第二軍縮會議書記長決定

駐在瑞西米公使

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, Ltd.
SAN FRANCISCO BRANCH 415 Sansome St., Tel. Kearny 1396
LOS ANGELES BRANCH 100 N. Main St., Tel. BRoadway 6144
横濱正金銀行 桑港支店 羅府分店
●米弗貨預金 定期預金(一ヶ年 利率四分五厘 六ヶ月 利率四分)
當座預金(當座預金には殘高相當なる時は特保護預金に利息)
●郵便送金(日本全國何れの地へも無手數料で取扱)
●外國爲替(貸附、割引、代金取立等一般銀行業務一切)
通知預金 特別定期預金 日本貨預金(定期預金 利率六ヶ月以上年五分五厘 特別定期預金(十ヶ年迄)利率六ヶ月毎に利子計入 利率日歩一錢一厘)

資本金(全額拂込) 壹億圓
積立及繰越金 弐千五百五十万圓
預金總額 五億四千万圓
横濱本店、東京、神戸、大阪、名古屋、下關、長崎各支店、東京、神戸、大阪、名古屋、下關、長崎各出張所

桑港旅館(御婦人の御宿)
440 Pacific St. Tel. Davenport 7268
106 So. Park Tel. Douglas 7227
1645 Buchanan St. Tel. West 3449
1623 Buchanan St. Tel. West 5545
日本ホテル 1551 Laguna St. Tel. West 5215
北米旅館 1570 Buchanan St. Tel. West 3222
防長旅館 102 So. Park Tel. Sutter 8301
熊本屋 70 So. Park Tel. Kearny 2729
近江屋旅館 108 So. Park Tel. Douglas 4898
安藝ホテル 1651 Post St. Tel. Fillmore 6487
永本旅館 1724 Post St. Tel. West 1991
ミカドホテル 1019 Stockton St. Tel. Douglas 3113
加州ホテル 1523 Geary St. Tel. West 6939
海屋 1623 Buchanan St. Tel. West 5545
南田村旅館 1019 Stockton St. Tel. Douglas 3113
肥後屋ホテル 1645 Buchanan St. Tel. West 3449
エビスホテル 1623 Buchanan St. Tel. West 5545
紀の國屋 1551 Laguna St. Tel. West 5215

メーン・ホテル Cor. 6th & M St., Sacramento, Calif. Phone Main 8610

新古家具會社 SK家具會社 電話ケリー一六〇五

世界文學全集 十二卷 第一回配本者 一、〇〇〇

生命 宗教 藝術 賀川豐彦著 二、五〇
強く生る人間となるには、衰なる生命の神を信ぜねばならぬ。例令魂が敗死するとも再生の力もて復活せしめてくれることを信ぜねばならぬ。之れを體驗したのがイエスである。是の宗教に生ることが彼の生命宗教である。賀川豐彦著

神による解放 賀川豐彦著 五五
人類の教化運動を目的として、大衆に呼びかけた大說教集である。縛られた無產者の鐵鎖を切斷し、神による魂の解放を絕叫す。

恐ろしき凝視 創作探偵小說集 甲賀三郎 二、〇〇
壯絕、快絕、是れ實に滿天下の人々を熱狂せしめたる二大探偵小說集である

一寸法師 創作探偵小說集 江戸川亂步 二、〇〇

北米五車堂 1698 Post St S.F. Calif.

THE SUMITOMO BANK, LTD.
Branches {315 California St., San Francisco, Calif. / 200 S. San Pedro St., Los Angeles, Calif.}
THE SUMITOMO BANK of CALIFORNIA. 400 L. St., Sacramento, Calif.
資本金 七千萬円 總預金 四億金千五百萬円
桑港支店 桑港カリフォルニヤ街金壹五 電話ケリー一九六
羅府支店 羅府サンピドロ街二〇〇番 電話TU(ルッタン)八一壹六
加州住友銀行 羅府エル街四〇〇番 電話メーン一〇七八
本店 大阪市北濱五丁目
株式會社 住友銀行
本店預金 定期預金(特別定期預金 年利五分五厘 通知預金 日歩一錢一厘)
(六ヶ月毎に利子計入 十ヶ年間書替不要)
(六ヶ月 一ヶ年)
郷里送金 取扱迅速 (無手數料)
◎營業案內、預送金申込用紙御入用其他何事に依らず御用向の節は遠慮無く御通知下さい

内地關係 東京、横濱、名古屋、京都、神戸、岡山、要支店 呉、尾道、廣島、柳井、下關、門司、小倉、若松、博多、久留米、熊本
桑港支店 桑港カリフォルニヤ街金壹五 電話ケリー一九六
羅府支店 羅府サンピドロ街二〇〇番 電話TU(ルッタン)八一壹六
加州住友銀行 羅府エル街四〇〇番 電話メーン一〇七八
本店 大阪市北濱五丁目
株式會社 住友銀行

陸軍省 辻政信 ヒトラー青年の訓練 一、〇〇
ヒトラー 一、〇〇
ヒトラー 一、〇〇
ヒトラー

熊本市に於ける本社見學團一行

九州日々紙所報

（九州日々所電）米國桑港日米新聞社及び雄辯府日米社主催の組織見學團一行八名は團長ウオータハウス夫人見學團事務井上太志南氏に導かれて昨日午後四時八分熊本驛着汽車にて來熊停車場で武田利長氏の父君熊太郎氏は左の通りである

（一）國際航空條約の規定を參酌し各受驗者につき一定の受驗履歴を必要とすることに定めたること

（二）各乘員に對する實地試驗及學科試驗の科目は本邦航空界近時の發達の趨勢に鑑み且國際航空條約の規定に準じその範圍を廣め且程度を高めたること

四、本規則に國際航空條約の規定を基礎として陸海軍部における航空術習得者身體檢査規則をも參酌したる上本邦人の體格を考慮し之に適應する機械規定をもうたること

五、三等飛行機操縦士免許規則現行操縦士の外三等操縦士に關する事項をも併せて規定してる

六、三等操縦士免狀の制度は外國にはないのであるけれども本邦航空事業がなほ發達の初期にあり實況を考慮し比較的程度の低い三等操縦士を認め來つたのであるから今回の新規則とおいてもなほ當分その内三等飛行機操縦士を認めることとした。但し今回は取扱上の便宜その他を考慮し三等操縦士に關する事項は航空法施行規則中にこれを規定せず別に三等飛行機操縦士免許規則を定め三等操縦士に關し必要なる事項は一括して本規則中に規定せられてゐる。三等操縦士に關し今回新に規定せられた主なる事項左の如し

（一）三等飛行機操縦士は運航の為め必要ある場合において一定の航空機乘員を搭乗せしむる場合の外一切他人を同乗せしむることを得ざること

（二）三等飛行機操縦士の曲技飛行及び興行飛行を禁止したること

（三）三等飛行機操縦士の曲技飛行は本規則中に之等の規定を變更し將來必要を生じた場合において之を追加するが目的である

本規則は航空機運送業に關する規定及び航空機の實地試驗及學科試驗に關する事項を規定したものでその内容はでき得る限り國際航空條約の規定に一致せしむることとした。なほ今回新に規定せられた主なる事項は

（一）國際航空條約の規定を參酌し各受驗者につき一定の受驗履歴を必要とすることに定めたること

（二）各乘員に對する實地試驗及學科試驗の科目は本邦航空界近時の發達の趨勢に鑑み且國際航空條約の規定に準じその範圍を廣め且程度を高めたること

航空法施行規則

けふ遞信省令を以て公布　六月一日より施行

（東京發）遞信省においては愈〻航空法施行のため種々準備中であつたがいよ〻來る六月一日から同法施行の旨公布せらるゝことゝなつたので今回新に規定せられた主なる事項は次の通りである

（一）航空機の檢査及製造檢査特別檢査、定期檢査及び臨時檢査の四種に分ち製造檢査において航空機の設計、材料、技工及び製品につき嚴密なる檢査を行ふこと

（二）航空機の登錄制度を定めたること

（三）國際航空條約の趣旨を參酌し航空機に表示すべき記號に關する規定を設けたること

（四）航空機の乘員として從來認められたる等及び二等飛行機操縦士の外新に一等航空船操縦士、二等航空船操縦士、三等航空船操縦士、自由氣球操縦士、一等航空士、二等航空士及び航空機關士を設けそれ〻航空免狀を授與すること

（五）乘員に對し航空免狀の免狀登錄の基礎たるべき技術證明書を交付すること

（六）航空を禁止すべき區域を定めたること

（七）航空機による寫眞の撮影、市街地上空の航空高度等に二つ新に規定したる事項あること

（八）國際航空條約の趣旨を參酌し航空機の乘員として從來認められたる等及び二等飛行機操縦士の外新に一等航空船操縦士、二等航空船操縦士、三等航空士、一等航空士、二等航空士及び航空機關士を設けそれ〻航空免狀を授與すること

（九）新に航空機の登錄制度を定めたること

（十）航空機の感冒を定めたること

（十一）航空機の乘員の資格を定めたること

（十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（七十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（八十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（九十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百二十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百三十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百四十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百五十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百六十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百七十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百八十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（百九十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百二十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百三十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百四十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百五十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百六十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百七十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百八十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（二百九十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百二十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百三十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百四十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百五十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百六十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百七十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百八十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（三百九十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百二十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百三十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百四十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百五十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百六十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百七十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百八十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（四百九十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百二十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百三十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百四十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百五十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百六十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百七十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百八十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（五百九十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百十九）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十一）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十二）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十三）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十四）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十五）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十六）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十七）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十八）航空機の乘員の檢査を定めたること

（六百二十九）航空機の乘員の檢査を

國難に殉じた勇士の英靈を慰むる招魂祭

飛行隊が空中から花を撒き海上では軍艦が花環を流す

天上に榮光地上に平和

國難に仆れ安らかに地下に睡る勇士の靈を慰める招魂祭が來たる廿日當地では例年の如くひなつてゐる大行列は午前十時秩序整然たるプレシデオ兵營のボールス大佐の指揮の下にパンヰス街ロンバルド街から發しプレシデオ墓地に向けそこで莊嚴な儀式が行はれる、その間既報のごとく飛行隊の一團は空中より散花し、入港中の戰艦チチシロー號は海上に花環を流して弔ふのである、この他市内七ケ所の墓地でも時刻は異るがそれぞれ慰等の儀式が催される

墓參追悼

今年後二時からサンマテオ地に行軍訓練に入るさ無線塔や先亡者の墓を清めメモリアルサービスを挙ぐるさいふ

日本人少年團

行列參加

本日の市主催大行列に加る

サター街日本人少年團員十二、小リ原中の戰艦チチシロー號員三十名は三隅次郎君に引率され本日午前十時ボールス大佐の指揮の下に行はる市主催「招魂祭大行列」に加はる日頃の訓練が行き屆いてゐるか嘸かしかるのであるが日本人救世軍し人目を惹くことであらう

サンマーハウスが開かれ

邦人働人の時期

大體に昨年よりは不景氣だがこれからが書入れ時

不景氣々々さいひながらも歐羅巴に比べ不景氣だなどさ影響すに誘はれて地方のサンマーハウスはドシ〜オプンされて行つて見ると例年の五月から六月に今年は殊に暑さの來るのが制合早かつたものだからサンクルーズ方面は既に開かれ當市からも大部ベクレーション客は赴いてゐるがこの月末になつて一寸氣候は變り寒くなつて來るので今の所今ちよつと停滞の狀態である然し別は何といつてもベクレーション、シーズンだから月末までに出掛けるであらう樣々なこさ

日米詩壇

夕雲

加川文一

あゝあの赤い夕雲の如く
さびかりも鮮麗とする所なく
吾れは在りたし
吾が詩に表すところもまた
かくの如く在れと思う
あゝなんらの真率ぞ
かなしき生命さ淋しさを
一線太く彼方の空に引きて
赤き夕燒雲よ
吾れは汝を見てあるなり

×

枯草なれば枯草、
夕雲なら夕雲、
私はそうして自分を考へこみ
心深くに生きてゐる「イキモノ」の自己を感じることができる
その外では駄目である
私は悪まれない人間かも知れない
然もまたこの何をか望まん
私は限りなく哀愁を胸にもつ
しかもこの上何を望まん
吾れまた何をか望もうとするものぞ。

咲く花は悲し

石崎南風

それは只三日だつたのです。
何と云ふ悲惨な事でせう
美しく咲いてゐた花は
淋しく散つたのです。
三日と言ふ間の時間は
まるで永遠の如うです。
散つてゐる花は可哀想です。
だが咲いてゐる花の姿は
何と云ふ空しい誇らしさでせう。
後の三日の間の時間を
花はどんなに思ふでせう。
私はそれが悲しいのです。

私の姿

中村美枝雄

○夢もて望みもすてゝ
はてしなき秋の虫野に
徐々とむいてゆく灰色の幕

月曜欄

吹きつのる冷たい風。
その中をあてもなく
深い太息をつきながら
たゆたひにゆく一人の旅人
私は見た
確に見た
此の頃の私の姿を——。

丘の樫

きぬ子

さわやかな初夏じす
丘に立つてゐる青葉の樫は
さら〳〵と風に吹かれて
遠い昔の夢を追つてゐるやうです
黒い鳥が二三羽
高い空を飛んでゆきます
樫よ……
お前はそれでよいのだ
靜かに夢を見ておいで。

〔王府求道舍詠草〕

愛する友に (三)

久保瀨正雄

(僕の最も嫌ふる○君よ
本當に僕は喜びに充ちて居る
本當に愉快だ・幸福だ
君と二人で此の山に來たのは
僕の生命を百年永くした。
君の今日僕に與へた言葉
何と尊い言葉であらう
如何したら戀慕の詞だろう
おゝ感謝する友よ。僕は君に
感謝する其の偉大さに、
おゝ○君握手しよう……
何んと云ふ暖い血が通つて居る
今二人の暖い血が通つて居る
二人は永遠に生きよう。

日米俳壇

◎

片井溪巖子

成香をあげつろ山でもなく青葉
頬紅に口紅にろうたきは微醉
蟻のくるのを殺して蟲所
不幸してもつくん〳〵笑くは不幸
淋しさは求むるなり生なり
たまさかは病みたいと思ふ愚かの程
窓に鳴き倚る小鳥を聞いてゐる
夜の顔が鏡に向ふくつろぎ
うてたもりもいざらし兒は抱かさるる

◎

碩豆花

一軒家のひとりもの
日が暮れて赤ネタイ
若葉に暮れて夏帽冷めたくかへる
去年の夏帽をだしていただく
子供をはめてかけ合つてゐる
雇はれて働く陽が落ちない
日向葵がずん〳〵のびる青空
ラバメたつしやで戻つて呉れた
庭竹の筍子二三本の淋しい

◎

森田餘子丈

ひねもす柳の白い種子がとび狂く春
濃ゆみどりにひたる心に滿ちくるもの
匂はしの桐賀ねんとする蕾や
掃はく音きいて居る若葉や
若葉惱ます風鑒のたり
夏山さなる日暮のよい雲が流れる
明けがたの穂面ぬれてゐる蓼秋
小禽囀ずるばかり村の夏木立
若葉にせまり來るや雨
夏帽子風でもなく
木椅子の人の煙草たちのぼるや若葉
つり舟さるがまゝ川も暮れけり
悲しく心きまりたる村若葉かな
れいいの夏山へ月傾きいたり
音ありて寄るや川音。

苦が笑

下山逸蒼

地下室の窓先で白らんでるミルク
朝々の食卓を飾るだけ薔薇咲く
みな赤ん坊さしてこの世に出された
雲の影にもリンデンの若葉は顫ゑて
蝸牛の角をつつついた小ゆび
見ねゐまに花束をこしらへてきた
死んでからチャネヤされてる
風船玉が見を吊り歩るかす
さびしい口に昆布を噛ませる
著剛れた殻を脱ぎ各んでる
病苦に呻めば霧空が苦が笑ひする
博奕打ちの血を承けた兒から
むくアニオンに泣かされてゐる
辻々で三日月見直す
ひつそり讀む灯へ灯取虫が來た

日米歌壇

登代子様と銀笛の君へ

きぬ子

○炎天の夏野を一人さまよへば
すゞろに懸し賀茂の眞清水
○つゝましく咲くべかりしをや
せすみれ 星の夢見てすほみ
たりしか
○ひと節の道をたづねて迷ひ出
し小羊なれば青みたまへ
○夢もて望みもすてゝ
はてしなき秋の虫野に
徐々とむいてゆく灰色の幕

初夏を歌ふ

美好

○蓮の花見る頃さなり此の庭の
眺やかに初夏となれるが嬉し
○水の邊につゝましやかに蓮咲
きて床しくも憂ゆ鶏の池の面
○青葉影の小徑を歩みしみ〳〵
と靜かに花の香ほりを受けつ
○匂ひ來る花は何處さ心あてに
探ずれば白し蓮は白し
○淡紅に白むらさきをこりまで
て汝は咲き出ぬ可憐き蓮や

過ぎし日

中村美枝雄

○若き日の君の姿にさも似たり
はにかむ如き牧車のさゆらぎ
○たゞ一枝折りて抱き見ぬ遊き
しの日の君の姿を忘れ得ずして
○總て皆空しく行きぬ無空に
はかなき幻影を胸に抱きつゝ

小説 流れゆくもの

三太郎作

〔八十八〕

第二章 時は逝く 十一

「いやお怒りになつたのは御尤ものことで」

こう出られると更に一歩上な言葉つきで出ることの出來ない純朴だつた。

「お話の趣は私にはよく解りました、やはりお互ひに感情がたかぶつた結果だつたのですから」

——(早く斯うした話から離れたい、そんな氣持ちで)——。

「何處迄です貴女は？」

「私は華府までお供します」

「結構ですね。僕なぜ加州で働くべきだつたのだ。」

「お互ひに感情がたかぶつた結果だつたのですから」

南加版

五月廿八日
羅府支社發

南加青年聯合運動
卅日に擧行さる
午後一時からボイル ハイト
基督教青年會大運動場にて
参加團体は六ケ所

基督教青年會が主催者となつて南加青年聯合運動會は既報の如くであるが來三十日の招魂祭日に午後一時から擧行することゝなりボイルハイトの基督運動場では既にその準備も出來上がつてゐるが參加申込みの團體はパサデナ　ハリウード　ビードロ　カンプトン　オリバースメルザの六青年聯盟でこのほかに個人の參加者も多く當日の競技種目は左の如く決定した

三十五ヤード　四百四十ヤード　五十ヤード　一哩　百ヤード　棒飛び　幅飛び　高飛び　二百二十ヤード　リレー　障物競爭

ビュエンテ學園

野球試合開催の件

ビューエンテ學園では去る廿一日役員會を開催し野正　坂本　橋本　岡崎　山下　山路　長澤の諸氏出席し左の事項につき協議したりと

一、ビクニックは六月十八日に開催す。但し場所未定

一、六月十一日役員會及父兄有志會を開き準備をなすこと

出席者四十餘名で
第一回の談笑會
當番幹事が絶對權限を有し
別に面倒な會則もなく開催
毎月一回は必ず開催

雖でもいゝ集まつて笑ひながら話さう、話しも聞こうといふ趣向の下に集つた者の數が四十餘名出席者の中の吉田、葛西、岡村の三君が幹事格で吉田、葛西兩氏から會の目的やその他に關して説明し別に會長も作らねば副會長も總藏も會計も會計監査諸君は指名によつて十八番の提出を命ぜられて呼びだし次時にもなく來る八月はこゝまで毎月一回やらうと滿場一致で決定、ただし毎回幹事を二名指名する事で開催して九時に散會したが近頃にし指名される幹事は一身上の如何に關せず辭退すべからず番が期日を定めて各新聞紙上に發表し出席希望者は自分の方へ出席する事になつてゐるが、殊に「メキシカリ」から帝國方面の同胞へは非常な不安を與へ呼吟する三名の歌化に努力しまして受け、この間中村　松ヶ枝　中島　増田岡村　木村　中島太郎　鈴木博　増田恒藏の三氏は前任者の指名を拍手裡に受け、この間中村　松ヶ枝　中島　増田岡村　木村　中島太郎　鈴木博　増田恒藏

葛西君は左の三名を次回の幹事に指命した

中島太郎　鈴木博　増田恒藏

毎月一回は必ず開催

「三階の窓から」

（五十四）　杜人

「人の噂も七十五日」

だが是れは今日の世の中に通用するやうか、或は一週間ぐらゐ過ぐれば知れぬ、背は人の噂が世界を廻るに七十五日かかつたといふ話もある、世間が聞けて來ると總ての速度が早くなり「人の噂も七十五分」なんだが是れでは早すぎるやうだ

×

速度から云つて昔からの言葉を引き出して見ると「虎は千里を走る」これは一時間に一日か十日かゝるのかの千里は支那の千里だから日本の百里だ、そして見ると一日も知れぬ

×

同じ千里で「悪事千里を走る」といふことも有る、殺近同胞の間の起つた事件で最も悲慘で早く走つたのはかのメキシカリ日會の谷子幹事慘殺事件であつた在米、墨の同胞に一大ショックを與へ遠く外務省まで驚かしたが、殊にメキシカリから帝國方面の同胞へは非常な不安を與へた、然もこの不安は永く續いて受け、この間中村　松ヶ枝　中島　増田岡村　木村　中島太郎　鈴木博　増田恒藏

嫌疑者は即刻檢擧された、然も有力な嫌疑者と噂されてゐるこの事件は今日の世の中に通用するやうか、或は一週間ぐらゐ過ぐれば知れぬ、背は人の噂が世界を廻るに七十五日かかつたといふ話もある、世間が聞けて來ると總ての速度が早くなり「人の噂も七十五分」なんだが是れでは早すぎるやうだ

×

速度から云つて昔からの言葉を引き出して見ると「虎は千里を走る」これは一時間に一日か十日かゝるのかの千里は支那の千里だから日本の百里だ、そして見ると一日も知れぬ

×

同じ千里で「悪事千里を走る」といふことも有る、殺近同胞の間の起つた事件で最も悲慘で早く走つたのはかのメキシカリ日會の谷子幹事慘殺事件であつた在米、墨の同胞に一大ショックを與へ遠く外務省まで驚かしたが、殊にメキシカリから帝國方面の同胞へは非常な不安を與へた、然もこの不安は永く續いて受け、この間中村　松ヶ枝　中島　増田岡村　木村　中島太郎　鈴木博　増田恒藏

嫌疑者は即刻檢擧された、然も有力な嫌疑者と噂されてゐるこの事件は今日の世の中に通用するやうか、或は一週間ぐらゐ過ぐれば知れぬ、背は人の噂が世界を廻るに七十五日かゝるのかの千里は支那の千里だから日本の百里だ、そして見ると一日も知れぬ

×

世間では彼の悲慘事を噂も七十五日で忘れてしまいはしないか、在墨同胞の冀心込めた見事な石碑は墨國原野に建立され今日なほ地下の靈も安らけく眠つたであらうか、否々、事件はまだ解決してゐない、地下の靈が眠らうも

×

不思議なことには、この事件發生以來犯人の靈を親く墓前に供ひ、又上加害者の嫌疑で獄中に苦しむ日活の特作品、然も何處かけた日活の特作品、然も何處までも米國式にしかも米人俳優六十五カクランのハイラン百六十、夜間松山のハイラン百七十四で三イニング、カクランの腕を振つて監督の腕と主演者の腕を十二分に見せこれならば何處へ出しても恥じないくらゐまで進んで來てゐる富士館では一週間特別興行として近頃稀風に一番人氣を呼んでゐる「心なき都」の主演者として出演する筈

甘栗太郎の好評

甘栗太郎が東一街に開店してから大好評を博して東一街を歩く人は地下の靈も安らけく眠つたであらうか、否々、事件はまだ解決してゐない、地下の靈が眠らうも

×

不思議なことには、この事件發生以來犯人の靈を親く墓前に供ひ、又上加害者の嫌疑で獄中に苦しむ日活の特作品、然も何處かけた日活の特作品、然も何處までも米國式にしかも米人俳優六十五カクランのハイラン百六十、夜間松山のハイラン百七十四で三イニング、カクランの腕を振つて監督の腕と主演者の腕を十二分に見せこれならば何處へ出しても恥じないくらゐまで進んで來てゐる富士館では一週間特別興行として近頃稀風に一番人氣を呼んでゐる「心なき都」の主演者として出演する筈

日本人向洋服
東京商會

出來合は廿五弗から御注文次第

來週富士館特寫の
駒子さんの土産
『櫻咲く國』と『心なき都』
フランク徳永君の監督畫
日本現代の代表畫

砂田駒子さんが久しぶりに渡米して紙袋をかゝへてゐないものがなつてその試演を廿六日午後十時一番目は全然松山君がカクランから試寫が行はれた、日本映畫は本場の顧府で見ては何か物足りない點が多く勿論そこには經濟の如く發表された

▲畫　間　三〇〇
▲夜　間　一四一

カクラン　松山　カクラン

カクラン　松山　カクラン

カクラン　松山　カクラン

フレスノ（廿八日）

油が乗つて來た布青聯の討論會

豫備會を開き論點の擔當を決定

六月十日の復興祭せらるべきくも救はれて無事なるを得たり布都両年會聯盟の討論會に對し、その明年マ氏の子供たちが常に可愛がつてゐる隣家のルーフアスと呼ぶ犬が線に吠ゆるのに、ひとしく、山田聯盟は組織的に指導し、如何に研究すべく山田聞盟は日曜ごとに研究會を開き、毎日開午前十時開會のこと

サンノゼ（二六日）

サンノゼ市の人口增加率

並に他市との比較

サンノゼ市は慈敬呼吸商業區域トン市も年々共に增大しつゝあるので水道および下水の設備の必要を感じ昨年それが一般投票を行つたがつひに否決され本年は市議に上り來る六月二日再び一般投票に附することゝなり市議員は出席者の多數にしてつひに總會閉會後引つゞき理事會を開き互選の結果つぎの如く部署は幹事に大木夫人、記錄書記に今村夫人、會計に佐藤夫人、教育委員に奥江、野田の兩夫人、家政委員に大久保、星山の兩夫人、訪問委員に桐原、三宅の兩夫人

ギルロイ（二六日）

●卒業生　當地ハイスクールは去る十六日卒業式を擧行したが、その中に當地の日系市民が二人ある、中村正雄、稲田房次の兩君で當地では初めてのハイスクール卒業生である、兩君とも秀才で横綱生である

●寄附　弘中氏は已息女等の七七忌に金三十弗、當地邦人ボーイスカウトは金十弗いづれも日語學園に寄附

サンオン（二六日）

●青年會例會　サンベニト郡青年會は去る廿一日十時午後八時より同會事務所において定期例會を開催、協議事項は來月十六日に同會の創立記念日となり三周年に當るを以て同會事務所において記念祭を擧行すること、なり三周年に當るを以て同會事務所において定期例會を開催、協議事項は來月十六日に同會の創立記念日となり三周年に當るを以て同會事務所において記念祭を擧行すること、なり

北米評論發刊

王府に本城を構へて廿餘年此間捨てらば（一九二六年統計百以下切）七千の增加を示してゐる今他市去る二月二十日の例會で佐藤友枝、桐原、石原森脇夫人は一月十六日開催の諸夫人は一月十六日開催の

婦人會臨時總會

村華

華村支社
華村ユニオン街一二二
（電話）六二五〇五W

ワッソンビル

吉岡仁一
フレスノ市カーン街
帝國ホテル第十一號室

廣告

一般愚者の懇請に依り當分の内當市に滯在し診に應じ御病症の如何に關らず一應左記へ御訪被下度候
昭和二年五月
廣島縣血液循環治療處
出張員

石野寫眞館

佐市北第六街六五七
電話九一二五

オークランド欄

王府支社
王府フランクリン街八二八
電話レーキサイド三三一
住宅レーキサイド三四三五

歯科醫師

第八街三七四電話王府七一六〇
◎引延◎蓮星◎重富寫眞館
住宅電話レーキサイド九六三四

公認

王府第八街五一八
電話オークランド一九八七
矢幡富藏

犬飼猛

プロドウエー一〇〇七
電話グレンコート三九〇三
住宅ハンボルド一九三六
犬飼よし子

王府第八街四〇一

灣東商會

電話オークランド一二〇二、グレンコート壹一四八

公認

王府第八街百二十一番
（デヴン街とオーク街の角）
藤森醫院
醫學士　藤森直和
電話オークランド六二七七

中村時計店

ジョージ・ゴールドン
第十五街四一四　電話（商店オークランド一九四八
住宅オークランド五三七一

金銀寶石時計指輪裝飾品一切
月賦御ひの御需めに應じます

王府第八街百二十一番

天野醫院

サンノゼ市ジヤクソン街一六八
（電話）一二六五

眼科内外科

草野ホテル

王府フランクリン街七一四　電話オークランド二五七二
分館　王府第八街三七九　電話レーキサイド七九六四

朝日劇團

大阪曾我廼家

◇五月廿七、廿八日（金土）サリナス
◇五月廿九、卅日（月）ワッソンビル
◇六月四、五日（土日）サンノゼ

桑港興行會社

映畫の夕

『極光の彼方へ』（全七巻）
諸口十九主演

小笠原ニュースリール（二巻）

早大野球大並にサンノゼ旭軍との試合
日米、新世界兩社新聞行の光景
廣島縣人會、王府日本人會野遊會其他

サンノゼ（日本ホール）五月廿八日
オークランド（日本ホール）五月廿九日
正七時開演
入場料　五十仙均一
主催　小笠原顯正

特製月やく丸

人知れず心配の方又は色々の藥も効なく悲觀する方は早く確實な藥を用ひられよ
一週分　五弗
及藥法（不定）

特製麻藥

何何に悪性のものも一週りて根治保證す　五弗
皮膚病一切、ふき取る樣に膿方もなく全治す　一瓶　二弗

ヨーチ劑

布市イー街九一一
電話二一四三〇
院長　ドクトル　林哲

林病院

公認歯科醫

布市ツラレ街一四三一
谷田部保
電話二一〇四一八
ウエスタン・ホテル内

王府病院藥店

O-FU DRUG CO.

186 8th St., Oakland, Calif.

めがね

眼鏡屋さんの眼力に合ふやう眼鏡を作ります、眼力の見數檢査は無料でいたします
布市ジエー街九百二十
ゼンゼン　めがね屋
Wester-Lemen Optical Co.

菓子茶

柏屋

布市カーン街一四三〇
電話二一九三九〇

公認

布市イー街五六一番
電話二一二九一
江田產院

產婆

王府第六街一六五
電話レーキサイド八七九七
山田醫院
山田宗三郎

日本人の支那料理

美洲樓

王府第八街四一五　主人　足立
電話レーキサイド八八五六
引延蓮星　王府第八街一六二

公認

王府第八街一九四
電話レーキサイド四五三六
產婆山崎シモ

各種飲料

王府　丸山商店
電話レーキサイド五一二四

會席料理

佐市ジヤクソン街二二二
電話サンノゼ三九一二二
佐藤友枝

石川商店

ジヤクソン街二二八
電話三二一一W
化粧品　綿製品

サンノゼ欄

御婦人、少女、子供帽子及ドレス一切

日本婦人を特に歓迎致します
デウコメンス商會
Sth Main St.　ワッソンビル市

NEW YORK LETTUCE SEED CO.

SEEDS FARM
Cienega District
Hollister, Calif.

SALES OFFICE
P. O. Box G, Tel. 1068
Watsonville, Calif.

特選種子

當商會は專門の種物園にて製產のニューヨーク　レタス
ニューヨーク　レタース種子のみを安價に分配致します
加州ワツソンビル
メーン街一三七

種物商會

辻寫眞館

王府第六街二三一　引延蓮星
電話レーキサイド七九六

王府支社

王府フランクリン街八二八
電話レーキサイド三三一
住宅レーキサイド三四三五

犬飼よし子

王府第八街四一〇七
電話グレンコート三九〇三
住宅ハンボルド一九三六

公認

藤森醫院

醫學士　藤森直和
電話オークランド六二七七

灣東商會

天野醫院

草野ホテル

朝日劇團

桑港興行會社

映畫の夕

小笠原ニュースリール

特製麻藥

柏屋

公認

江田產院

產婆

山田醫院

林病院

公認歯科醫

王府病院藥店

湖月堂

めがね屋

特製月やく丸

中村時計店

石野寫眞館

王府支社

犬飼猛

犬飼よし子

辻寫眞館

美洲樓

石川商店

會席料理

佐市旅館業者

山本旅館

大平館

佐市旅館

山口屋

森產院

堀產院

中原歯科醫院

中原久一

產婆山崎シモ

上原久雄

丸山商店

天野醫院

朝日劇團

桑港興行會社

映畫の夕

小笠原ニュースリール

特製麻藥

柏屋

江田產院

林病院

王府病院藥店

湖月堂

サクラメント（廿九日）

一日三回に亘り性教育の講演

言葉も態度も頗る上品に子供達に好く解かるやう

婦人報の如く樂所牛野大日會主催の本井子女史の性教育に關する講演は昨廿八日午後三時頃から約廿分間サクラ學園講堂で催されたが、その際集まりし人々の内訳は十一歳より十四歳までの男女百名で年後八時からは十五歳以上十八歳までの男子に對して一日三度の講演をなせしところ在住者少數なるにもかゝはらず五ケ所にて二百試られたコートランド學園よりは寺見、河野氏、學園よりは岡の各教師、プロリンよりは三好氏子供を以て來聽す

▲女史の講演ぶりは手慣たもので言葉も態度も頗る上品で健康に關して質問を發し人間の壽命に就て、說明し紙先を後會に附し、人類向上發展の解釋を與へてベビー、の目方や或はベビーは何ケ月目で生れるか子供の頭腦を導き男女の相愛は自然の相愛を溯りて一生を過まる如きは他人の父たり母たるものの陥るべき道ならずと說し

▲壯者間題に入りてはダンスの實弊を引いて自動車相乘の弊害も及んで衛生は心身ともに潔淨であらねばならぬとすん、翌廿九日は十五歳以上の女子及橋田ドクターの通譯で母親達に午後八時からは教授者、教師、警師並に父兄に對して講演の順序であつた

因に廿八日夜の講演終了後唐川鉄事宅で女史を中心として茶話會催された同席者は寺見、鈴木の諸氏と記者

自動車凹地にはまり

女史と一哩も徒歩す

昨廿八日のスミ井フト女史講演會に開會時間を繰上げ午後三時頃になつても女史の姿が見わぬので、桑港に問合せて行衛が、わかぬ聽講に來た子供等も四散せうとする時しも女史は現れた女史は前日友人に誘はれ桑港に自動車でブラヤルに到しが、途中自動車が四地に壊りスタクトしたのオーブンシアゴージャ・タウンのあの山道を十日の午後そのタンクの草たそうである三回の講演後は流石にやゝ疲勞の面影があつたラブレース・ホテルに一泊

バーキンス公立學校新築

バーキンス・ワシントンスクールは昨秋以來新築中なりしが春早々落成し四月末地ならし作業を行ひし時にも白人側よりは悪童は幼年裁判所に送られた

その代りとして木村より八封度も重量のレオラなる一ケ月前マニラから來た闘士と試合つたが木村の巧敏なる絶攻勢にいでたため敵は遂に闘志を喪失し敵を壓迫して勝を宣せられたる者本もまたベニイスと戰つて勝が血まみれになつたが敵勢をくじき勝利のデシジョンを贏ち得た拍手を浴びたと

●支那人投水　一週間前アイルトン近くの鐵橋河に同國人の屍が飛込み溺死した支那人が、あつた屍體は昨日發見

●自動車に轢る　市内ゲーリー街三千三百十九番地の男子は廿八日街路横ぎつて駆る際自動車に轢れ頭蓋骨を砕きスタクトン會社振だしの手形を持參して買物をしたメキがあつたが宮田氏が警察に電話をかける内に逃げてしまつたことがあつた

▲蘭領脱屋　ソンの男の子もまた町の一病院に運ばれたが生死の境に ある第十二アベニュー三千七百十番のクラフォード・ヘンダーの一子なる六歳の男の子は廿八日街路横ぎつて駆る際自動車に轢れ頭蓋骨を砕きスタクトン會社振だしの手形を持參して買物をしたメキがあつたが宮田氏は明かにそのメキの偽造と知つてゐるといふから顔つきの鑑定に宮田氏も交會ふ警官に逮捕されたが、ザガマン會社の盗まれたチャキのブランクは百枚以上でそれにはアール・シー・ザガマンの氏のサインがしてあるので盗んだメキは赤いインキのミシで、金高を刷り込んで恰もザ會社の支配人の振だしたのと見分けが付かぬ

●ボルガの船頭　當市日本人會主催ロシヤの革命を背景とする史的活劇ボルガの船頭シー・スミスの三氏連名を以て上映するボルガの唄は藤原義江の特意とする歌である

●フロリン短信　▲蘭領脱屋出　フロリン農業組合長伊藤喜吉氏より日本人會長伊藤喜吉氏より日本サンオキン郡廣島縣人會に對し賛成して具體的主義には絶對に賛成して用件については他日評議員會を招集して決定の旨竹森通信主任をして南加へ回答せしめたさ

メキ遂に逮捕さる

偽造して報酬したる際偽人手形盗人組合にては本州日招魂祭には終日休業の旨本部より發表

●招魂祭と理髪店　須市理髪業組合にては本州日招魂祭に相場表無代進呈申込あれ　サンノゼ（髭子問尾）

●故諸富氏葬儀　去る廿七日午前三時シスター病院にて客死した藤岡縣人諸富氏の葬儀は安太郎氏の發起で佛教會に於て執行可

特撰種子

レタス・無大根　セロリ・大長ノ大根　アニオン・マシメロン　コーン・ベーベー　キャリフラワー　ポンキン・白菜、其他　スピニッチ　西瓜

Kizazawa Bros.
85 N. Market St., San Jose, Cal.
Tel 504, Res 669W-W

北澤商會

HOLLISTER SEED COMPANY
P. O. BOX 715 HOLLISTER, CALIF.

特撰最上
レタス種子
ニューヨーク
スペシアル
一九二五年産產
一九二六年産產
マジリなき事を保證す
日米各野菜たね
卸小賣
ホリスター種物園
山中丈吉 主
富園の種子耕作經驗僅か二十四年間

ハンデー・ニッター編物講習
十元名以上の團體に出張す
講習料及機械代　金五弗
機械一組　金拾弗也仙
申込所
Mrs. S. Murakami
44 S. El Dorado St.,
Stockton, Calif
Tel. 4727

尋人
氏名　年齢　住所
吉尾壯太郎（福岡）　木下藤平（熊本）
青木慶市（北海道）　坂原勝十郎（大阪）
藤田佐代子（東京）　坂本大助（山口）
川友三郎（長崎）　長谷義治（山口）
題名　氏名　年齢　住所
忠次郎（福島）　門馬嘉治（北海道）
巽弁　大藤大吉（茨城）　高橋巳（北海道）
伊勢山田明（神奈川）
客目谷右エ門（神奈川）
心當りの方は當館まで御通知下さい
在桑港　日本總領事館

故
妻　靜　葬儀の際は多忙中
葬儀被下且多分の花環及び
會料を賜り難有考深謝候
夏は一ヶ月繰御禮可申上筈
申上候　五月廿八日
夫　河野照汝
長女　親戚
友人代表
中有増　河野軍美
石川安　同　吾モ子
佐徹　孫ワーサー
六吉郎　文太郎

御禮廣告
日本總領事館
桑港
日米新聞社

死亡廣告
天安太郎（機械シスター病院に入院中の處業牛相不叶ロ七日午前三時死去故候間此段專報諸君に謹告仕候追而葬儀は來る三十一日須市佐候佐佛教會に於て執行可
五月廿七日　須市
妻　諸富フイ
長男　同
長女　同　山崎ソノエ
親戚　同　近藤光三郎
友人　同　一

大師讓りの名灸
日本鍼灸專門學院會員
須市肥後屋内　今岡究師

時計師　府川
修繕　專門
電話メーン四二六九W

櫻府支社
櫻府第四街一三〇五
電話メーン三〇六六

日の本旅館
エム街三二三
電話メーン三〇一四

武田保險
紐育生命保險
電話メーン五〇三〇W

片岡貫一
紐育生命保險
電話メーン七三二四W

櫻府角屋
櫻府第四街一三〇五
電話メーン三〇六六

靴　津田商店
櫻府角屋
櫻府第四街一三〇五
電話メーン三〇六六

サクラ藥店
通譯一事
赤星善吉
櫻府エル街三二四
電話三七八一

櫻面都花店
櫻府エム街三一〇
電話五四六五W

佐藤齒科醫
櫻府エム街三一〇
電話五四六五W

O.K. 家具商會
櫻府第六街二〇一六番
電話メーン四六七〇

●櫻府公認產婆【イロハ順】
第四街一四一〇星先　うめ子
電話三六八六W
第四街一四一三半　小林ひろ子
電話メーン四八三
オーメーン街二九一　猿渡タマキ
メーン一二八一

フォード　野田
櫻府第六街二〇一六番
電話キャピタル一六二六

濱井回春堂藥店
櫻府第三街一二百〇六番
電話二九四二
新設メーン一七二

新イグル藥店
櫻府第四街一二七
電話メーン六三七七

ライオン藥店
櫻府第四街一二七
電話メーン三木雄造
九五六六

センター支那料理
櫻府第四街二〇〇
電話メーン九九三六

丸二切花店
第四街二〇〇七
電話三七七W

Sin 1857
Borden's
EAGLE BRAND
CONDENSED MILK

Zonite
For Cuts and Wounds

村上醫院
加州潮州公認ドクトル　村上憲佑
電話四七二七

櫻府（いろは順）公認醫師
石井銀佐　第三街一二二七　電話メーン六三三
井木醫院　エム街三一六半　電話六三八七
橋田慶通　住宅　電話三一三二
宮崎秀太郎　住宅　電話八七六六
柴太郎　電話メーン六四三
山尾醫院　ウオナングローブ　電話コートランド二六四

須市支社
須市西ワシントン街二三
電一四四二

須市旅館業組合
センタ　ソノラ　電話七二九
日本旅館　西ラフエット二〇九
愛知旅館　西ワシントン一四九
加州館　南エルドラド三一
中島ホテル　南エルドラド一六五五
南海屋　東ソノラ街二二
南海屋　南エルドラド二九〇二W
福岡屋　南エルドラド二五六
廣島屋　東ラフエット二〇九
肥後屋　南エルドラド一〇八二
サツマヤ　南エルドラド三〇三
東郷　東ラフエット三一
東郷ホテル　一九九八

スタクトン欄
須市支社
須市西ワシントン街二三
電一四四二
朝日時計店
第四街一二一
電一八七三W

須市南エルドラド街四四
スタクトン市南エルドラド街四四（日本ドラグ二階）
產婦人科、花柳病
皮膚科、內外科
電話四七二七
村上醫院
加州潮州公認ドクトル　村上憲佑

須市
麵類食料品
雜貨商
電話三三九四
高橋商店
須市南エルドラド街四四
公認
電話四七三三
鬼塚齒科醫院
須市南センター街三〇七
電話一四七七
ホワイトホテル
須市公認產婆
西ラフエット街一七
ハンター街二三五
大塚產院
南コマース街一二
電話二八二三J
北原產院
須市
西ラフエット街二三五
電話四九三三W
大塚產院
須市
西ラフエット街四四
電話三三九四
木村商店
須市
西ラフエット街四四
電話六六四W
西岡產院
須市
西ラフエット街四四
電話三三九四
富永旅館
エム街五〇九
電話三一二八W
ちくこ屋
エム街一一四
電話三一二八W
大島屋
エム街一六二五
電話三一七四W
武田旅館
エム街一四〇〇
電話五四七二J
岡山旅館
エム街四一六
電話一五一二〇
廣東樓
エム街一四〇〇
電話一一五五一一四
須市南センター街三〇七
電話一四七七
ホワイトホテル
VALLEY LUMBER CO.
各種材木大勉編
日本人諸君を歓迎す
ヴアレー材木店
樓蓋東ルモエ鶴洗濯所向

須市公認產婆
西ラフエット街一七
ハンター街二三五
電話四九三三W
大塚產院
南コマース街一二
電話二八二三J
北原產院
須市
西ラフエット街二三五
電話四九三三W
大塚產院
須市
西ラフエット街四四
電話三三九四
木村商店
須市
西ラフエット街四四
電話六六四W
西岡產院
須市
西ラフエット街四四
電話三三九四
富永旅館
エム街五〇九
電話三一二八W
ちくこ屋
エム街一一四
電話三一二八W
大島屋
エム街一六二五
電話三一七四W
武田旅館
エム街一四〇〇
電話五四七二J
岡山旅館
エム街四一六
電話一五一二〇
廣東樓
エム街一四〇〇
電話一一五五一一四
須市南センター街三〇七
電話一四七七
ホワイトホテル

新藤商店
郵便支局　電話五六二七
商店部
商船部
T. SHINDO CO.
Cor. Center & Washington Sts.
Stockton, Calif.

金物須市東ウェバー街三一五
電話二五五
ルールグデール商會
電話一八九八
東郷ホテル
南エルドラド三〇八
電話一〇八二
肥後屋
南エルドラド三〇三
電話三〇二八
廣島屋
南エルドラド三〇三
電話三〇二八
廣島屋
南エルドラド三〇三
電話三〇二八
廣島

The Japanese American News
THE LARGEST JAPANESE NEWSPAPER PUBLISHED OUTSIDE OF JAPAN
K. ABIKO, PUBLISHER AND EDITOR
650 ELLIS STREET
SAN FRANCISCO, CALIFORNIA
ENTERED AT S. F POST OFFICE AS SECOND CLASS MATTER
SUBSCRIPTION RATES IN ADVANCE
ONE YEAR $11.00
SIX MONTHS ..... $ 5.50
ONE MONTH ..... $ 1.00
SINGLE COPY ..... 5 CENTS

Interesting Items from Denver Epworth League

The young people of Denver have been actively engaged in various organizations which foster the spirit of unity, of brotherhood and of service. Some of these organizations are the Gamma Delta Fraternity, the J. S. C. A., the Epworth League and the Japanese Girls Fellowship. In this article a resume of the activities of the Epworth League will be given. **Its present officers are:**

President....Mrs. Margaret Uyei
Vice-pres.....Mr. Richard Ito
Second vice-pres.....Miss Amy Otsuki
Third vice pres....Mr. Tadashi Abe
Fourth vice-pres....Miss Haruko Terasaki
Secretary....Miss Phoebe Otsuki
Treasurer.....Dr. G. Inouye
Assistant Treas.....Miss Beatrice Kaihara

This group of officers have worked diligently to live up to the League motto: "Look up and lift." The membership of this League has increased from three to thirty members as the result of a membership contest led by Ito. With the "O. K.'s" on one side and the "K. O. A.'s" on the other side, the contest came to a close with the "K. O. A.'s" (a broadcasing station in Denver) broadcasting themselves as vic- Miss Phoebe Otsuki and Richard tors.

The League held its first social called: "The Weather Prophet's Bureau" which met with great success.

Each Sunday the League is turned over to a member who talks on the subject of that day, and later discussions are brought up with everyone taking active interest and part in it.

Introducing some of the features of the activities of other Epworth Leagues of the Pacific coast, monthly English services have been held. Dr. Gilmore, Director of English Education of Trinity M. E. Church (largest M. E. church in Denver), spoke upon the subject: "But—Jesus."

The following month the deputation team of five girls and a boy from the Epworth League of Trinity Church reviewed for us Harry Emerson Fosdick's, "The Manhood of the Master," which was very interesting and inspiring.

Notably among the speakers of our own race were two men from the Pacific coast, Rev Mr. C. J. Tagashira of the Berkeley M. E. Church and Mr T Kawasaki of the Consulate-General staff.

Rev. Tagashira spoke upon the mission of the second-generation and stressed the importance of the spiritual contribution that the young people could make toward America. Mr. Kawasaki gave a very practical talk upon Japanese floral arrangements and the innate love of nature of our race.

As a donation to the service of the church and its respective organizations, a beautiful, new bulletin board now hangs in the hallway of the church as a result of the work of Mr. Abe who is the third vice-president of the Epworth League.

Underlying the activities of the League is the joy of service, the pleasure of work, the spirit of co operation and above all, the following of Christ's example and the fulfilling of His plan.

Phoebe Otsuki, Secretary

Small Arms Drill

"Com-pa-nee atten-shun," bawled the drill sergeant to the awkward squad. "Com-pa-nee, lift up your left leg, and hold it straight in front of you.

By mistake one member held up his right leg, which brought it out side by side with his neighbor's left leg.

"And who is the blasted, blank galoot over there holding up both legs?" shouted the hard-boiled sergeant.

SPRING LEAGUE CHAMPS HAVE FINANCIAL SURPLUS AFTER SPLENDID SEASON

Stockton Yamato Cubs Council Meeting Reveals Profit

At the Council meeting of the Yamato Baseball Club of Stockton, held on the evening of May 25, the feature of the evening's report was the treasurer's income and expense report of the Yamato baseball team.

This season (spring) recently ended with a top record in the games encountered, proved to be financially successful also.

According to the report of the treasurer, James Okamoto, the total income is $691.71; total expenses, $465.61, which leaves a good balance.

It is not often that the clubs are managed so dexteriously as to have a surplus at the end of the season.

Pan-Pacific Youth

By Kenji Hamada

While it is entirely commendable for men associated with the task of fostering a closer interracial relationship among the peoples living on the Pacific border, to concentrate their energies upon the more intricate phases of our social and scientific problems, it may nevertheless be of some profit to delve into the problems of our youth and observe as to the general direction in which it is headed.

On the other hand, we find a type of youth with the glorious heritage of Anglo-Saxon achievements—sturdy, ingenious, aggressive—building its little foundation of future progress side by side with a multitude of alien groups with whom it has sprung up, and struggling for recognition, for equal opportunities, in a strange social system that disregards its aspirations and beckons in favor of the malihinis, (new comers) from the mainland.

On the other hand we find a group of an entirely different background, struggling for the same ideal. By this type of youth, we mean those thousands of young men possessed of a yellow epidermus and an Oriental tradtion but molded into a creature of modernity by the educative forces of Western, and therefore Christian, civiliation. They are, metaphorically speaking a concentrated energy composed of a queer jargon of many languages, many ideas and many abilities, but as yet with no definite character to mold these attributes into a practical, compact whole known as individuality.

Some blame the parents, and others ascribe this deficiency to the absence of a "refining" system of home education, while still others merely speak of it disparagingly and place little confidence in the assimilative capacities of those possessed of physical and spiritual values so distinctly at variance with their own.

It should be said on their behalf, however, that these youthful people are now passing thru an awkward period of transition, and until the "Rubicon" is definitely crossed, it ought to be the aim of those responsible for their well-being, to accord them the more desirable forms of guidance through constant contact, both in school and in public life, but more particularly at home. If it is remembered that the ultimate type of people they blossom into, will be to a considerable degree the result of the handiwork, directly or indirectly, of their elders on both sides of the Pacific and that any imperfection in them must necessarily be traced to the character of the latter, perhaps there might arise a better comradship, and less disparagement, between the two groups.

Whatever their shortcomings, it is obvious that the two types of youth above described are rapidly approaching that period period of development where their participation in the major activities of the day will permanently decide the destiny of Pan-Pacific co-operation. The future leadership of the Pacific will devolove upon them, their respective aspirations are identical, and there is scarely any reason to believe that the ideal for which they are both striving will, upon fruition, be shattered by the same social ailment that originally created it. But the quality of this leadership will depend upon their attitude toward the existing social order, and in the proper molding of this attitude lies the responsibility of the leaders of today

S.F. JAPANESE Y TAKING LEAD IN CITY Y. M. C. A. FLOOD RELIEF CAMPAIGN

Blazing Arrow Boys Have Worked and Collected $33.51

In the Flood Relief Fund campaign sponsored by the San Francisco Y. M. C. A., the Japanese branch is heading the list with the contribution of $33.51.

The reports from other branches are as follows: Central, $26.40; Mission, $15.00; Central district, $5.00; Chinese,, $1.50 and Park Presidio, $1.00. The total is $73.86.

Every cent that the Japanese boys have contributed to the fund has been worked for and earned by that work. Their goal is $50 and over $100 from the San Francisco Y. M .C. A.

Tokyo To Issue New Aanniversary Stamps

The department of communication is now printing special stamps to be issued in June for the celebration of the fiftieth anniversary of Japan's entry into the National Postal Union. Anniversary date is June 20.

The stamps will will be in denominations of one sen five rin, three sen, four sen and ten sen. The designs on the stamps will be of two kinds. One of them will be the figure of Baron Maeshima, the benefactor of Japanese communication.

Nichi-Bei Kengaku-Dan Member Writes of Trip

"Japanese Spirt Is Still Unaltered," Writes Dobayashi

(By Tomiko Dobayashi)

Having journeyed in Japan for some time, I wish to write briefly as to how Japan has been revealed to me. My friends told me that this trip was a golden opportunity and that as the old proverb states, "One seeing is better than a hundred hearings," I have realized as I went from one interesting place to another.

The days and men of the past are gone, but their spirit still seem to hover over the historical remains and famous old spots, and one cannot help but feel awed when vistiing these places for the first time. Some such remains are the Diabutsu, Himeji, Kamakura's temples, Nagoya Castle, Himeji Castle, etc. While wandering through the temples and castles, I saw an innumerable number of the beautiful works of art and architecture of long ago, including the wonderful paintings by Kano, and Hidari Jinguro's marvelous carvings. By studying such pieces of art and architecture, came to the conclusion that quantity was not considered, that patience, skill, time and energy were expended in creating works of quality.

"Tofu" Becoming Popular Among Hawaii-Americans

Some Japanese foods are finding a permanent place in the diet of Americans living in Hawaii, especially the Japanese tofu, or bean-curd.

Tofu is indeed a delicacy and especially in Hawaii it is suited to the hot climate. There is nothing more refreshing than tofu on a hot afternoon.

According to Dr. Patterson, a member of the territorial legislature of Hawaii, tofu is rapidly becoming popular among the Americans here.

Dr. Patterson asserts:

" 'Tofu,' or bean-curd, is among the Japanese delicacies that are proving quite popular among the Americans.

"That's a really good food. I like very well. And so do my children. Whenever they see a Japanese peddling tofu, they always call my attention to it and ask me to buy it. It is a rare delicacy. And it is good for the health, because it is very rich in vitamines. The only bad feature about it is that it spoils very easily."

CAMP McCOY CALLS TO JAPANESE CAMPERS WITH RECREATIVE ATTRACTION

Camp Scenes May Be Procured at S. F. Headquarters

Boys! listen, boys! Have you already planned your summer vacation? If not, listen to what the San Francisco Y. M. C. A. has to offer. According to the folder issued by the local Japanese chapter of the Y. M. C. A.:

"The association has one of the most desirable mountain-camp sites in Northern California—Camp McCoy.

Easy of access, free from poison oak and sheltered among the big redwoods, it offers about all that is desirable in a mountain camp, where boys may live close to God's great out-of-doors and come under the spell of his handiwork.

Talk about your swell "swimming hole" and the great Strawberry Lake—why it simply can't be beat! Hikes, both short and long, are prominent features. And the camp fires! Oh, boy! Probably the most enjoyed single feature of camp. The circle of eager faces with eyes on the fire and ears wide open to drink in the clean stories of adventure and accomplishments, and the talks which inspire and challenge."

There are some scenic pictures which are ready for distribution. Ask or write for them at the Y. M. C. A. headquarters. Do it now.

Two Japanese Girls are Holders of Sport Records

New Standing Broad Jump Record Is 2.61 Meters; Hitomi's Jump

Feminine Japanese athletes are rapidly coming to the front. Many world's records are held by the girl athletes of Cherry Blossom land.

Miss Kinue Hitomi, Japan's leading women athlete, broke the world's record in standing broad jump for women at an athletic meet held at the Meiji Stadium recently under the auspices of the Tokyo Nichi Nichi News. Her record was 2.61 meters (one meter equals 39.37 inches). The old record of 2.55 meters was held by Miss Camelia Sabie of America.

Miss Masako Yano, a high school girl of Japan, holds the world's record of basketball free throw, 56 out of possible 60.

S.F. Proto Club Discusses Future Plans at Meeting

Club Receives Challenge from San Jose and Watsonville Baseball Nines

The cabinet meting of the recently organized Proto Club of the San Francisco Buddhist Church was held last Friday, starting at 8 p. m.

Among the various important subjects discussed at the meeting were:

1. Baseball challenge from San Jose Asahi babes and from Watsonville nine. Challenges will be brought up at the next general meeting.

2. The Proto Club constitution to be adopted following the regular Y. M. B. A. form.

3. Debate or oratorical contest to be challenged with any close-by-organization. Meanwhile to hold inter-club speech practice.

At 9 p. m. the meeting was adjourned. The officers present were: James Hashimoto, Itatani, Bud Yoshinaga, James Nii, Matsui, Tako Enomoto and President Oski Taniwaki.

Song of a Snow-Bird

A porcupine sat on an egg,
An ant hopped by in glee,
A crab flew high on silvery wings
With a crab upon her knee.
A bedbug punched an elephant's nose
And knocked a hippo stiff,
My goodness! What that cocaine does
When you take one little sniff.

SIXTH ROUND OF S.F. BLAZING ARROW PING PONG TOURNEY TILTS

Three Boys Survive To Play In Final Round of Tournament

The sixth round of the San Francisco Blazing Arrows ping-pong tournament was played with the following results:

Shuichi Miho defeated Susumu Takao, 13-11, 5-10, 13-11. Shig d. Ray Kaneko, 10-5, 10-8. Carl Hirota d. Takeo Baba by default.

This leaves three boys to fight it out in the final round which will be played sometime before June 4 in the the following manner:

Shuichi Miho versus Carl Hirota. Shig Koba vs. Shuichi Miho. Carl Hirota vs. Shig Koba.

The winner will receive a special award, while the runner-ups will also earn prizes.

THINGS THAT NEVER HAPPEN

By GENE BYRNES

保險證提供

▲最高壹萬弗の
▲傷害保險
▲締切 七月卅一日

日米新聞が過去廿八年間、忠實に社會の出來事を報道し、正論を主張し、輿論の代表者となり、所謂新聞紙としての天職を盡し得たとは一に、在留同胞諸君の有力なる後援と深く感謝致して居ります。

日米社は諸君の後援に對する感謝の意味に於て、同時に新購讀者募集、購讀料徴收、及び滯納せる過去の購讀料を回收して帳簿の整理を致したいので、今回桑港パイオニヤ保險會社と契約して本紙購讀者の爲に旅行及び歩行傷害保險を提供致します

本傷害保險は左記購讀料支拂者に對して實行致します

新購讀者 一ケ年分前金 十一弗支拂者
現購讀者 一ケ年分前金 十一弗支拂者
現購讀者 一ケ年分 十二弗支拂者

一九二七年五月十四日

桑港 日米新聞社

注意

本社は規定の購讀料の中より一弗廿五仙を割いて保險會社に支拂ひます。本紙讀者は普通の購讀料を支拂へば傷害保險證を得る事が出來るのです

本傷害保險證は十五歳以上、七十歳迄の人ならば其の職業の如何に關らず健康試驗なしに發行致します。

保險證は本社から直接購讀者に送ります。

姓名は日英兩字にて必ず本人の自書たること。

傷害保險證提供は七月卅一日を以て締切りますから至急規定の購讀料を添へて御申込下さい

保險申込書

一金十弗七十五仙 日米新聞一ケ年分
一金一弗二十五仙 保險料及登錄料
合計金拾貳弗也

一金九弗七十五仙 日米新聞一ケ年分前金
一金一弗二十五仙 保險料及登錄料
合計金拾壹弗也

金 弗 仙也

日米新聞購讀料として御送申上候間パイオニヤー傷害保險會社發行の旅行及歩行傷害保險證御送附被下度願上候

一九二七年 月 日

姓名 現購讀者 新購讀者

(英字にて左記御記入下さい)

Name(姓名).....
Age(年齢).....
Address(住所).....

日米新聞社御中

▲保險證の要目を左に譯出致します

▲第一項

(A)被保險者が乘客として汽車、汽船、エレベーター、エスカレーター、ケーブル、ストリート カー、エレベーテッド レールウエー カー、地下鐵道等に搭乘し居る際、衝突又は破損等の結果死亡し又は傷害を受けたる場合又は

(B)被保險者が乘客として客馬車、タキシー カップ、ステージ等に搭乘し居り、ライセンスを有するドライバーに依りて操縱され居る際、衝突又は破損の結果傷害を蒙り卅日以内に死亡し又は左記規定の如く身體の一部を失ひたる場合會社は左の割合にて保險金を支拂ふ

生命を失ひたる時 一萬弗
兩手を失ひたる時 一萬弗
兩足を失ひたる時 一萬弗
片手片足を失ひたる時 一萬弗
片手片眼を失ひたる時 一萬弗
片手を失ひたる時 一萬弗
片足を失ひたる時 一萬弗
片眼を失ひたる時 二千五百弗
仕事を休みたる場合(第四項Aの規定に從ふ) 一週廿弗
保險金は右記一項目以上支拂はず

▲第二項

(A)私用自動車、或はモーター備へつけの車輛を操縱し、或は之に搭乘し居る際、衝突又は破損の結果、或はフクシデントの爲め車上より拋げ出されたる結果死亡し又は傷害を受けたる場合(モーターサイクルを除く)又は

(B)客用エレベーター(鑛山用エレベーターを除く)にパッセンジャーとして乘り居る際破損の爲め傷害を蒙り卅日以内に死亡又は身體の部分を失ひたる場合會社は左の割合にて保險金を支拂ふ

生命を失ひたる時 二千弗
兩眼を失ひたる時 二千弗
兩手を失ひたる時 二千弗
兩足を失ひたる時 二千弗
片手片足を失ひたる時 二千弗
片手片眼を失ひたる時 二千弗
片足片眼を失ひたる時 二千弗
片手を失ひたる時 七百五十弗
片足を失ひたる時 七百五十弗
片眼を失ひたる時 七百五十弗
仕事を休みたる場合(第四項Bの規定に從ふ) 一週十弗
保險金は右記一項目以上支拂はず

▲第三項

(A)パブリックハイウエーを通行中、又は佇立しつゝある際、自動車又はスチーム、ケーブル、電氣、揮發油、馬、墨汽、空氣或は水壓等に依りて進行を爲す車輛の爲に突當てられ倒突され、或は轢倒されたる場合(パブリックハイウエーにて仕事せる時又は汽車の通路を除く)又は

(B)教會、劇場、圖書館、學校、市役所等の火災の際、被保險者が火災の當初より其の場に居合せ、火傷を蒙り又は煙の爲に窒息せる場合、又は

(C)雷電、颶風、龍卷の爲に傷害を受けたる場合又は

(D)建築物の外壁倒壞に依り傷害を受けたる場合(建築、取壞し、又は修繕せる建物中に働き居る場合を除く)

(E)生命救護人の居る海濱、公設水泳場にて溺れたる場合

以上各種の場合に於て傷害を受けたる結果卅日以内に死亡し又は身體の部分を失ひたる時、會社は左の割合にて保險金を支拂ふ

生命を失ひたる時 一千弗
兩手を失ひたる時 一千弗
兩足を失ひたる時 一千弗
兩眼を失ひたる時 一千弗
片手片足を失ひたる時 一千弗
片手片眼を失ひたる時 一千弗
片足片眼を失ひたる時 一千弗
片手を失ひたる時 二百五十弗
片足を失ひたる時 二百五十弗
片眼を失ひたる時 二百五十弗
仕事を休みたる場合(第四項Bの規定に從ふ) 一週十弗
保險金は右記一項目以上支拂はず

第一、第二、第三各項に規定せる肢体の喪失とは手首又は踵より、或は夫れ以上の部分より切斷されたる場合を云ふ

片眼又は兩眼の喪失とは回復し難き程度に於て全く視力を失ひたるを以ふ。

▲第四項

(A)被保險者が一ケ年以内に第一項規定の傷害を受けたる結果職業又は仕事を爲す能はざる場合會社は一週間二十弗の割にて十週間扶助金を支拂ふ

(B)被保險者が一ケ年以内に第二項第三項の傷害を受けたる結果職業又は仕事を爲す能はざる場合會社は一週十弗の割にて十五週間扶助金を支拂ふ